

いずみきのしくんれいだい ごう
泉佐野市訓令第1号

ちやう ちゆう いっ ぼん
序 中 一 般

いずみきのし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうよう
泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要
りよう つぎ さだ
領を次のように定める。

へいせい ねん がつ にち
平成28年3月8日

いずみきのしちやう ちよまつ ひろやす
泉佐野市長 千代松 大耕

いずみきのし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりよう
対応要領

しゅし
(趣旨)

だい じよう ようりよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい
第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65

ごう い か ほう だい じょうだい こう きてい もと どうほうだい じょう きてい じこう かん
号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、同法第7条に規定する事項に関し、

ほんし しょくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ
本市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

ていぎ
(定義)

だい じよう ようりよう ようご いぎ ほう さだ
第2条 この要領における用語の意義は、法の定めるところによる。

てきようはんい
(適用範囲)

だい じよう ようりよう ほんし きゅうよまた ほうしゅう しはらい う しょくいん しちやう ふくしちやう きよういくちやう
第3条 この要領は、本市から給与又は報酬の支払を受ける職員（市長、副市長、教育長、

ぎかい ぎいんおよ しりつがっこう きようしょくいん のぞ てきよう
議会の議員及び市立学校の教職員を除く。）に適用する。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん じむ また じぎょう おこな あ しょうがい りゆう しょうがいしゃ もの ふとう
第4条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な

さべつてきとりあつか しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ごうりてきはいりよ ていきよう
(合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん じむ じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう
第5条 職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とし

むね いし ひようめい ばあい じっし ともな ふたん かじゆう
ている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい どうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれい しょうがい じょうたい
障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態

おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ い か ごうりてきはいりよ
にに応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」とい

ていきよう
う。）の提供をしなければならない。

しよぞくちよう せきむ
(所属長の責務)

だい じょう しよぞくちよう ぜん じょう かか じこう かん しょうがい りゆう さべつ かいしよう すいしん
第6条 所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、

つぎ かか じこう じっし
次に掲げる事項を実施しなければならない。

いちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ かいしよう かん かんたく
(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する

しょくいん ちゆうい かん き しょうがい りゆう さべつ かいしよう かん にんしき ふか
職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあつか ごうりてきはいりよ ふていきよう たい そうだん くじょう もうしでとう
(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があ

ばあい じんそく じようきよう かくにん
った場合は、迅速に状況を確認すること。

ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんたく しょくいん たい ごうりてきはいりよ ていきよう
(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供

てきせつ おこな しどう
を適切に行うよう指導すること。

しよぞくちよう しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく てきせつ たいしよ
2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しな
なければならない。

そうだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう しょうがいしゃおよ かがく た かんけいしゃ い か そうだんしゃ しょうがい りゆう
第7条 障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）から障害を理由とする

さべつ かん そうだん う まどぐち い か そうだんまどぐち べつびようだい
差別に関する相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 所属長は、職務遂行上の対応について疑義が生じた場合には、別表第2に掲げる関係課と

きょうぎ
協議することができる。

3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、

でんし くわ しょうがいしゃ たにん はか さい ひつよう
ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる

たよう しゅだん かのう はんい ようい たいおう
多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

4 相談窓口は、相談者から事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をしなければなら
ない。

5 所属長は、相談窓口に寄せられた相談等について、別記様式により健康福祉部障害福祉総務

かちょう ほうこく
課長に報告するものとする。

6 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を

はか かつよう
図り、活用するものとする。

けんしゅうおよ けいはつ
(研修及び啓発)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか しょくいん たい ひつよう けんしゅうおよ
第8条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及

けいはつ おこな
び啓発を行うものとする。

ざつそく
(雑則)

だい じょう ようりよう さだ ようりよう せこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

べつびようだい だい じようかんけい
別表第1 (第7条関係)

	ない よう 内 容	そうだんまどぐち 相談窓口
1	ほんし しょかん じむ じぎょう かん する 相談 本市の所管する事務事業に関する相談	とうがい じむ じぎょう しょかんか 当該事務事業の所管課
2	してい かんり しゃ または いたく じぎょう しゃ かん する 相談のうち、 ほんし しょかん じむ じぎょう かん する 相談 本市の所管する事務事業に関する相談	とうがい しせつ または じぎょう しゃ しょかんか 当該施設又は事業者の所管課
3	みんかん じぎょう しゃ かん する 相談 民間事業者に関する相談	ほう ちと ほんし いたく する 者 法に基づき本市が委託する者

べつびようだい だい じようかんけい
別表第2 (第7条関係)

	かんけいか 関係課
1	しちようこうしつじんけんすいしんか 市長公室人権推進課
2	そうむぶじんじか 総務部人事課
3	けんこうふくし ぶしょうがいふくし しょうむか 健康福祉部障害福祉総務課
4	こどもぶこそだ しえんか こども部子育て支援課
5	きょういくぶがっこうきょういくか 教育部学校教育課

別記様式（第7条関係）

平成 年 月 日

障害福祉総務課長 様

部（局）

課長

障害者差別に関する相談又は合理的配慮の申出の報告について

当課が受けた障害者差別に関する相談又は合理的配慮の申出について、下記のとおり報告します。

記

- 1 問合せ内容等
別紙報告書のとおり
- 2 対応時の問題点等

対応時の 問題点	
今後の課題	

障害者差別に関する相談又は合理的配慮の申出 報告書

(報告日) 平成 年 月 日

部(局)課(施設)名	部(局) 課(施設)
相談又は申出を受けた日	平成 年 月 日 ()
(※1) 相談者又は申出者の障害種類	視覚 聴覚 言語 肢体 内部 知的 発達 精神 難病 その他 ()
連絡方法	電話 書面 ファクシミリ 電子メール 面接 その他 ()
相談者又は申出者の主訴	
相談内容又は申出(詳細)	
(※2) 差別したとされた人・部署からの聞き取り結果等	聞き取り方法 電話 書面 面接 その他 () 聞き取った内容
対応結果	
当該案件の担当者(電話番号)	()

※1 欄 話の流れでわかる場合に記入(報告書作成のためだけに聞き出す必要はありません。)

※2 欄 差別に関する相談の場合のみ記入